様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　２０２４年１２月２４日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ふじふいるむほーるでぃんぐすかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 富士フイルムホールディングス株式会社  （ふりがな） ごとう　ていいち  （法人の場合）代表者の氏名　後藤 禎一  住所　〒106-8620 東京都港区西麻布２丁目２６番３０号  法人番号　6010401065370  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①当社ホームページ（経営計画）  ②当社ホームページ（富士フイルムグループが大切にすること）  ③当社ホームページ（DXビジョン） | | 公表日 | ①２０１７年８月３０日  ②２０２４年１月２０日  ③２０２１年７月６日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ■公表方法  当社ホームページ上で公開  ■公表場所  ①当社ホームページ（企業経営の方向性）  (URL：https://ir.fujifilm.com/ja/investors/policies-and-systems/plan.html)  ②当社ホームページ（グループパーパス）  （URL：https://holdings.fujifilm.com/ja/about/commitment）  ③当社ホームページ（DXビジョン）  (URL：https://holdings.fujifilm.com/ja/about/dx/vision)  ■記載箇所  ①当社ホームページ（CSR計画「SVP2030」と中期経営計画「VISION2030」）  ②当社ホームページ（グループパーパス）  ③当社ホームページ（DXビジョン） | | 記載内容抜粋 | ①企業経営の方向性  2030年度をターゲットとするCSR計画「Sustainable Value Plan 2030」（以下、「SVP2030」）において、「事業を通じた社会課題の解決」と「事業プロセスにおける環境・社会への配慮」の両面から、4つの重点分野「環境」「健康」「生活」「働き方」と、事業活動の基盤となる「サプライチェーン」「ガバナンス」における目標を設定し、サステナブル社会の実現に貢献することを目指しています。  ※2024年1月20日に迎えた創立90周年を機に、②グループパーパス「地球上の笑顔の回数を増やしていく。」を新たに制定。  ③DXビジョン  デジタルを活用することで、一人ひとりが飛躍的に生産性を高め、そこから生み出される優れた製品・サービスを通じて、イノベーティブなお客様体験の創出と社会課題の解決に貢献し続けます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 本公表内容は取締役会で決議された方針(長期CSR計画「SVP2030」や中期経営計画「VISION2030」)に基づき作成された内容であって公表媒体に記載されている事項である。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①中期経営計画「VISION2030」  ②統合報告書２０２４ | | 公表日 | ①２０２４年４月１７日  ②２０２４年１０月１日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ■公表方法  当社ホームページ上で公開  ■公表場所  ①当社ホームページ（中期経営計画「VISION2030」）  https://ir.fujifilm.com/ja/investors/policies-and-systems/plan/main/00/teaserItems2/00/link/20240417\_VISION2030\_j.pdf  ②株主・投資家情報/IR資料室/統合報告書（DX戦略）  (URL：https://ir.fujifilm.com/ja/investors/ir-materials/integrated-report/main/00/teaserItems1/01/linkList/0/link/fh\_2024\_allj\_a4.pdf)  ■記載箇所  ①：P10（あるべき姿）、P15（サステナブル社会の実現）、P17（事業ポートフォリオ）  ②：P62 (DX戦略)、P63（サービス高度化生成AI）、P64（健診センター「NURA」の膨大なデータをビジネス拡大に有効活用） | | 記載内容抜粋 | ①中期経営計画「VISION2030」  ＜2030年のあるべき姿＞  収益性と資本効率を重視した経営により富士フイルムグループの企業価値を高める  世界TOP Tierの事業の集合体として、世界を一つずつ変え、様々なステークホルダーの価値(笑顔)を生み出す。  01：成長投資と収益性重視 02：資本効率の向上 03：研究開発マネジメント 04：投資リターンの確実な創出  ＜サステナブル社会の実現に向けた取り組み＞  環境への取り組みはグローバルビジネスへの参加資格であるという考えの下、4分野の課題に統合的に取り組んでいく（気候変動への対応、生物多様性の保全、製品・化学物質の安全確保、資源循環の促進）  ＜事業ポートフォリオの基本指針＞  事業ポートフォリオマネジメント強化により、世界TOP Tierの事業の集合体として、世界を一つずつ変え、様々なステークホルダーの価値(笑顔)を生み出す  ※事業別戦略は中期経営計画「VISION2030」P29-39に記載  ②DX戦略（富士フイルムグループのDX基盤）  DXビジョン実現に向け、DX推進を支える基盤は、「人材DX」「業務DX」「製品・サービスDX」の三本柱と、その土台となる「セキュアかつ、柔軟・強靭なITインフラ」で構成。デジタルを使って仕事のやり方を大きく変えることで、従業員の生産性が飛躍的に高まり、お客様に新たな価値を提供し、社会課題の解決に貢献する製品・サービスを創出するための時間を増やすというのが基本的な考え方です。  ＜DX戦略の具体的な取組（一例）＞  【製品・サービスDX】  ・健診センター「NURA」の膨大なデータをビジネス拡大に有効活用  がん検診を中心とした健診センター「NURA」では、CTやマンモグラフィなどの医療機器で撮影した膨大な健診データがビッグデータとして蓄積されています。健診データは厳格な情報管理が求められ、受診者本人の同意情報を厳格に記録・管理することや、各国の法令やセキュリティ要件を遵守し、正しく利活用されていることを受診者やデータ利活用者、監督機関に対して証明することが不可欠です。DTPF（デジタルトラストプラットフォーム）によって“トラスト”の担保を実現することで、健診データを有効に活用し社内外と連携することを可能にします。  今後、NURAはアジア以外への新興国への展開も視野に、2030年度までに世界で100拠点まで拡大することを目指しています。これに伴い、疾患の有無を問わず、さまざまな国や地域の人々の健診データが蓄積されていきます。さらに、健診データだけでなく、ほかの医療機関の受診データやスマートウォッチなどのウェアラブルデバイスが収集する生体データをDTPF上で連携することで、蓄積されるデータの質・量がともに飛躍的に向上していきます。  NURAとDTPFの連携で、より多様かつユニークなヘルスケアビジネスを社内外に創出し、ヘルスケア情報のサプライチェーン全体を変革することを目指します。  【業務DX】  ・サービス高度化生成AI  当社では、生成AIを活用してサービスエンジニアやコールセンターの業務を高度化しています。AIに過去のサービス対応情報、マニュアル、手順書などを学習させ、迅速・正確に顧客の課題を解決する支援をします。例えば、エンジニアが現場でトラブルに遭遇した際、AIが解決方法を提供。コールセンターでも、顧客の問い合わせに対して、AIが問題の解決方法を示し、オペレーターの支援を行うことで、効率化を実現しています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 本公表内容は取締役会で決議された方針(長期CSR計画「SVP2030」や中期経営計画「VISION2030」)に基づき作成された内容であって公表媒体に記載されている事項である。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①：統合報告書2024 P62(経営と連動したDX推進体制によるビジネスモデル変革)  ②：統合報告書2024 P65（DX人材育成） | | 記載内容抜粋 | ①グループのDX推進体制  ・富士フイルムグループ全体のDX推進に関わる最高意思決定機関として、CEOを議長、CDOを副議長とするDX戦略会議を設置  ・「All-Fujifilm DX推進プログラム」では、CEOをプログラムディレクターとして、グループ横断体制の下で活動を展開  ②DX人材育成  当社のDX人材の育成において重視しているのは、なぜ自社が「DXビジョン」を掲げ、変革を進めようとしているのか、従業員一人ひとりが納得したうえで、DXに取り組むマインドを高めることである。「マインドセット」を基礎に置いた上で、知識やスキルの習得を通して、成果を創出するという段階を踏むことが当社の育成体系の特徴。また、化学×IT、医療×ITなど、各事業専門領域とITの両分野に精通するハイブリッド人材の育成に注力しています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①：統合報告書2024 P62（DX基盤）  ②：統合報告書2024 P64 | | 記載内容抜粋 | ①DXの三本柱の土台となるITインフラ  DXビジョン実現に向け、DX推進を支える基盤は、「人材DX」「業務DX」「製品・サービスDX」の三本柱と、その土台となる「セキュアかつ、柔軟・強靭なITインフラ」で構成しています。  ②デジタルトラストプラットフォーム（セキュアかつ、柔軟・強靭なITインフラ）  企業や個人間の安心・安全なデジタル情報に基づく取引を実現する情報基盤として、トラスト（信頼）が担保された状態で、正しいデジタル情報を最適なタイミングで安全かつリアルタイムに利活用するための情報基盤 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | サスティナビリティレポート２０２４ | | 公表日 | ２０２４年９月３０日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ■公表方法  当社ホームページ上で公開  ■公表場所  サステナビリティ/サステナビリティレポート  (URL：https://www.fujifilm.com/files-holdings/ja/sustainability/report/2024/sustainabilityreport2024.pdf)  ■記載箇所  ①②：サステナビリティレポート2024 P15  ③：サステナビリティレポート2024 P56、P130 | | 記載内容抜粋 | ①健康  ・医療AI技術を活用した製品・サービスの展開拡大 （目標）2026年度：120か国、2030年度：196か国  ・健診センター「NURA」の開設 （目標）202年度：30拠点、2030年度：100拠点  ②働き方  ・生産性向上と創造性発揮を支援するソリューションサービスを5000万人に提供  ③その他  ・各セグメントの顧客満足度  ※顧客満足度向上を目指した取り組みを行い毎年満足度評価を行っている。特にアフターサービスが重要な事業としてメディカルシステムを含む3事業領域で実施  ・DX人材数  ※DXリテラシー基礎講座、データサイエンス入門研修、ITパスポートを始めとする資格取得者数を達成度として測っている |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ２０２４年１０月１日 | | 発信方法 | ■公表方法  当社ホームページ上で公開  ■公表場所  株主・投資家情報/IR資料室/統合報告書  (URL：https://ir.fujifilm.com/ja/investors/ir-materials/integrated-report/main/00/teaserItems1/01/linkList/0/link/fh\_2024\_allj\_a4.pdf)  ■記載箇所  統合報告書2024 P11(経営と連動したDX推進体制の下 ビジネスモデルを変革) | | 発信内容 | ■CEOメッセージ  当社グループでは、DX（デジタルトランスフォーメーション）の事業実装を目指し、生成AIなど最新のデジタル技術を柔軟かつ迅速に取り入れ、ビジネスモデルを変革することを経営戦略の重要なポイントとしている。メディカルシステム事業や半導体材料事業をはじめ、各事業部門でDXの取り組みを加速させており、2030年度までにより多くの製品・サービスが、持続可能な社会を支える基盤となることを目指しています。DXによる製品・サービスの付加価値向上や業務プロセス革新に加え、従業員一人ひとりがデジタル技術の活用によって生産性を高められるよう、人材育成への取り組みも積極的に行っています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２４年１０月頃　～　２０２４年１１月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトに登録済み。IPA発行のベンチマークを基にDX進度の評価を行っている。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２１年１月頃　～継続中 | | 実施内容 | 1. 富士フイルムグループ「情報セキュリティ基本方針」のもと、情報セキュリティの国際規格であるISO/IEC27001に準拠した「グローバル情報セキュリティ規程」、及びグループの「情報セキュリティガイドライン」に従い、日本、米州、欧州、中国の各地域統括会社を中心とした活動を行っている。 2. 富士フイルムグループのCSIRT機能を担うFUJIFILM CERTを設置し、セキュリティ監査含む各種活動を実施。 3. 事業環境の変化に柔軟に追従するため、クラウドセントリック・ゼロトラストを志向したDX基盤を構築。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。